

令和5年度

**相 楽 広 域 行 政 組 合
歳入歳出決算審査意見書**

相楽広域行政組合監査委員

令和5年度 決算審査意見書

令和5年度相楽広域行政組合一般会計の歳入歳出決算書及び証ひょう書類、その他政令で定める書類を審査した結果、下記のとおり意見を付する。

令和6年10月18日

相楽広域行政組合

監査委員 仲北 悦雄



監査委員 西 昭夫



第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算書

2 審査の期日

令和6年10月9日（水）午後1時30分から午後3時21分

3 審査の手続

この決算審査にあたっては、相楽広域行政組合代表理事から提出された一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼をおき、毎月実施している例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、関係職員から説明を受けるなどして実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と照合した結果、全て適正に処理されていることが認められた。

1 決算規模

令和5年度一般会計の決算規模は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分		一般会計
1	予 算 現 額	290,031,000
2	歳 入 総 額	293,684,929
3	歳 出 総 額	279,327,035
4	歳入歳出差引額	14,357,894
5 翌越 年す 度べ へき 繰財 り源	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	実 質 収 支 額	14,357,894

2 審査意見

令和5年度から組合規約の変更により相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計が廃止され、一般会計のみとなっている。

まず、予算総額から見た歳出の執行率は、96.3%であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められる。

本組合においては、国庫支出金や府支出金等を除き、基本的に、組合を組織する市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営にあたっては、引き続き、構成市町村との連携のもと適切な事業運営に努められたい。また、構成市町村の財政状況が一段と厳しさを増す中、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、前例踏襲に陥ることなく、施策の十分な検証、判断、決定のもと、必要な部分には必要な資源を投入し、引き続き地域住民の生活福祉の増進に寄与するよう将来を見据えた適正な予算執行が望まれる。

相楽会館の現地建替えのため、令和5年度から相楽会館建替経費として新たに市町村分担金を収入することとしているが、議論された結果、市町村割10%に対し人口割を90%に設定するなど、市町村の規模や受益の観点を十分考慮したうえで負担割合を決定されたものと認められる。

また、支払については、全件、支出負担行為兼支出命令書によるものとなっているが、今後、相楽会館建替事業における工事費等の支払いもあるため、契約時における支出負担行為に関する手続きなど、財務規則に準拠した事務の執行を求めるものである。

なお、一般会計科目別決算額の対前年度比較は、別表1から別表2のとおりで

ある。(特別会計については決算額はないが参考のため記載)

一般会計では、し尿処理業務が本組合の業務の大勢を占めており、その直接経費である衛生費のうち清掃費が一般会計の80.9%と非常に高い割合となっている。

さらに、以前から指摘しているとおり人件費などを除けば、し尿処理業務が本組合のすべてに近いと言っても過言ではなく、本組合はもとより各市町村の財政面に大きな影響を及ぼすものであることから、本業務の円滑かつ適正な運営が強く求められる。

その中で、し尿処理施設であるそうらく衛生センターの運転維持管理業務については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(いわゆる「合特法」。)の趣旨を踏まえた代替業務として、し尿収集運搬業者等で組織する「京都南部環境事業協同組合」に委託されている。

なお、令和5年度より3か年の長期包括的運営業務として委託することで、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、運転経費の効率化と施設管理体制の適正化を図っている。ただし、包括的に運転管理業務を委託したとしても、一般廃棄物の処理責任については本組合にあることから、併せてモニタリング業務委託により専門的知見を持った第三者による業務監視・評価を実施し、業務が要求水準書どおり適正に実施していることが確認されていることから、それらを踏まえて適正かつ効率的に業務が行われていると認められる。

また、そうらく衛生センターへの収集運搬業務についても、日常業務として円滑に処理されているが、令和5年度の搬入量は、し尿が4,311kℓで前年度に比べ294kℓ、6.4%の減少、浄化槽汚泥が8,173kℓで前年度に比べ68kℓ、0.8%の減少と、総量では12,484kℓで前年度に比べ363kℓ、2.8%の減少となっている。

このように、下水道での水洗化率の向上などの要因により、し尿、浄化槽汚泥ともに減少となった。

次に、相楽消費生活センターの運営業務については、平成22年3月の業務開始から令和5年度で13年となり、運営も安定している。

相談業務については、商品やサービスの契約に関する苦情や相談、あるいは通信販売等の契約トラブルなどについて、電話や来所で相談を受け、適切に助言、あっせん等を行って解決に結びつけておられる。また、消費者教育・啓発業務については、平成30年度から地方消費者行政強化交付金を活用し、学校教育における消費者教育及び高齢者の見守りネットワークへの支援等に積極的に取り組まれているものの、令和7年度で廃止となるため、その財源の確保について調査・検討されたい。

業務の状況については、年間の相談件数が579件で前年度の634件に比べ55件、8.7%減少している。コロナ禍が終わり、これまでから取り組んできた積極的な広報活動や各市町村の協力により、消費生活出前講座は、一般や学校関係消費者教育を含めると、77回、2,399人を対象に実施され、消費者教育・啓発に努められている。

令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことによる相談の増加等については、実績からも多くは見受けられないが、小・中学生への消費者教育は重要であると考えられることから、引き続き小・中学校への出前授業に積極的に取り組まれない。

また、国においては、社会環境の変化への対応として、消費生活相談や消費者教育においても、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の導入に向けた取組が進められており、これらの動向を注視しつつ、導入に向けた検討を進められたい。

これまで消費者教育にかかる相談員の人件費について、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用されていたが、令和7年度で廃止となるため、その財源確保について調査・検討されたい。

平成24年6月に開設された相楽休日応急診療所では、日曜日、祝日、年末年始における軽症の急病患者に対する適正な一次応急処置の場を提供することで、圏域住民の安心・安全な生活の推進が、関係機関との連携により運営されている。

令和5年度は、年間の受診者数が1,519人で前年度の1,758人に比べ239人、13.6%の減少となっているものの、高い水準となっている。

また、これまでと同様に市町村ごとの実績比と人口比が異なっていることから、受益と負担の不均衡が生じているという側面もあるが、これは診療所の立地場所が影響していると考えられる。

令和5年度の休日応急診療所事業については、新型コロナウイルス感染症の感染者が前年度に比べ減少したことに伴い、診療報酬収入は減少しているものの、依然として高い水準を維持している。

また、今年度の診療報酬収入や新型コロナウイルス感染症にかかる国・府補助金の収入、令和4年度における診療報酬収入の増加による繰越金により運営ができた結果、市町村分担金の全額を返還されているが、基本的には市町村分担金の補てんによる運営であることから、構成市町村の負担の軽減に向け、引き続き、国・府補助金を活用するなど努力されたい。さらには、圏域住民のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であり、住民の安全・安心を守る意味においても本診療所の存在意義は大きく、そのあり方も含め、医師会、薬剤師会、山城南保健所及び関係機関と連携した取組が必要である。

また、コロナ禍における本診療所の運営において、発熱患者に対する診療費の自己負担分の徴収方法が請求方式に変更された結果、未納者が生じている。その徴収については、電話や書面の送付等による積極的な督促により、一定の成果は上がっているものの、全額回収には至っていない。公平性の観点からも引き続き未収金の解消に努められたい。

令和7年度には、相楽会館の現地建替えに伴い、事務局及び相楽消費生活センターについては、そうらく衛生センターへ、相楽休日応急については、木津保健センターへ機能を一時的に移転させることになるが、それぞれの事業において、混乱や住民サービスの低下等が生じないようにオンライン等を活用した体

制の整備や事前の周知に努められたい。

最後に、一部事務組合は、本来、各市町村が単独で処理すべき業務を、困難性や効率性などの観点から圏域で共同処理しているものであるため、各市町村では、共同処理の業務分だけ事務負担が軽減されているものであると言える。

また、近年、本組合に新たな業務が加わるとともに、相楽会館の建替事業を円滑に進める必要があり、現在の限られた職員数では構成市町村が望むすべての業務への対応が困難であると想定される。以上の点から、構成市町村においては事務局職員の配置についての検討が必要であると考えられる。

本組合については、今後も圏域の枠組みを堅持しながら、本組合規約に定められた共同処理事務に努め、圏域が一体となって各種事業に取り組まれることを望むものである。

別表 1

一般会計歳入決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 4 年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
分担金及び負担金	221,333,864	75.4	231,130,864	90.3	△ 9,797,000	△ 4.2
使用料及び手数料	16,479,620	5.6	16,805,310	6.6	△ 325,690	△ 1.9
診療報酬収入	25,345,649	8.6	0	0.0	25,345,649	皆増
府 支 出 金	3,810,000	1.3	3,402,000	1.3	408,000	12.0
繰 越 金	26,707,922	9.1	4,606,561	1.8	22,101,361	479.8
諸 収 入	7,874	0.0	2,300	0.0	5,574	242.3
歳 入 合 計	293,684,929	100.0	255,947,035	100.0	37,737,894	14.7

別表 2

一般会計歳出決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 4 年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
議 会 費	400,169	0.1	399,273	0.1	896	0.2
総 務 費	39,770,559	14.2	36,768,567	14.7	3,001,992	8.2
衛 生 費	225,792,523	80.9	200,344,953	80.0	25,447,570	12.7
商 工 費	13,363,784	4.8	12,985,497	5.2	378,287	2.9
歳 出 合 計	279,327,035	100.0	250,498,290	100.0	28,828,745	11.5

< 参考 1 >

特別会計歳入決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 4 年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
財 産 収 入	0	0.0	172,691	0.0	△ 172,691	皆減
休日応急診療所収入	0	0.0	39,900,453	5.3	△ 39,900,453	皆減
国 庫 支 出 金	0	0.0	429,000	0.1	△ 429,000	皆減
府 支 出 金	0	0.0	4,800,000	0.6	△ 4,800,000	皆減
ふるさと市町村圏振 興事業基金繰入金	0	0.0	704,563,000	93.4	△ 704,563,000	皆減
繰 越 金	0	0.0	4,718,105	0.6	△ 4,718,105	皆減
諸 収 入	0	0.0	4,208	0.0	△ 4,208	皆減
歳 入 合 計	0	0.0	754,587,457	100.0	△ 754,587,457	皆減

< 参考 2 >

特別会計歳出決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 4 年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
振 興 費	0	0.0	704,730,056	96.1	△ 704,730,056	皆減
休日応急診療費	0	0.0	28,598,224	3.9	△ 28,598,224	皆減
歳 出 合 計	0	0.0	733,328,280	100.0	△ 733,328,280	皆減

SOURAKU



人と文化の交差点